

第四次北本市生涯學習推進計畫
(案)

第四次北本市生涯学習推進計画 目次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の目的	1
2	計画の期間	1
3	計画の位置づけ	1
4	SDGsとの関連	3
第2章	第三次計画の検証と現在の状況	5
1	達成状況の検証	5
(1)	達成状況	5
(2)	検証	5
2	現在の状況	7
第3章	施策の体系と基本の方針	8
1	施策の体系	8
第4章	第四次北本市生涯学習推進計画の取組	9
1	生涯学習の推進	9
(1)	生涯学習推進体制の充実	9
(2)	学習機会の充実	9
(3)	生涯学習によるまちづくり	10
2	青少年の健全育成	10
(1)	青少年健全育成事業の推進	10
(2)	地域の教育推進体制の充実	10
(3)	家庭教育学習機会の充実	11
3	社会教育の充実	11
(1)	社会教育施設の充実	11
(2)	社会教育活動の充実	11
(3)	学校・社会教育の連携	12
4	芸術・文化活動の推進	12
(1)	芸術・文化活動の推進	12
(2)	姉妹都市等の交流の促進	13
5	文化財の保護・活用	13
(1)	文化財の保護・継承	13
(2)	文化財の活用	14
6	数値目標	15
第5章	資料	16
1	北本市社会教育委員名簿	16
2	第四次北本市生涯学習推進計画策定委員名簿	16
3	第四次北本市生涯学習推進計画策定の経過	17

第1章 計画の概要

1 計画策定の目的

情報化、国際化、少子高齢化などが一層進展していく中で、市民生活をとりまく様々な環境変化に対応しながら「いつでも、どこでも、だれでも自由に学ぶことができ、その成果が適切に評価される」生涯学習社会を実現していくためには、社会の流れを踏まえた取組を行う必要があります。

特に「人生100年時代^{※1}」と言われ、より多様化した学習メニューが求められています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、新しい生活様式での生涯学習事業のニーズが高まっており、インターネットを通じた、スマートフォン等による非対面のリモートでのミーティングや生涯学習活動等も普及してきています。

「第四次北本市生涯学習推進計画」は、これらの社会変化を踏まえ、一人一人が生涯を通して学習できるよう、様々な場所で様々な機会に学び、その学習成果を活かせる生涯学習社会の推進に向けて、今後の本市の生涯学習活動の新たな拠り所となる計画として策定するものです。

2 計画の期間

計画の期間は令和6年度から令和15年度までの10年間とします。なお、社会情勢の変化や関連計画との整合性を図りながら、必要に応じて見直しを図るものとします。

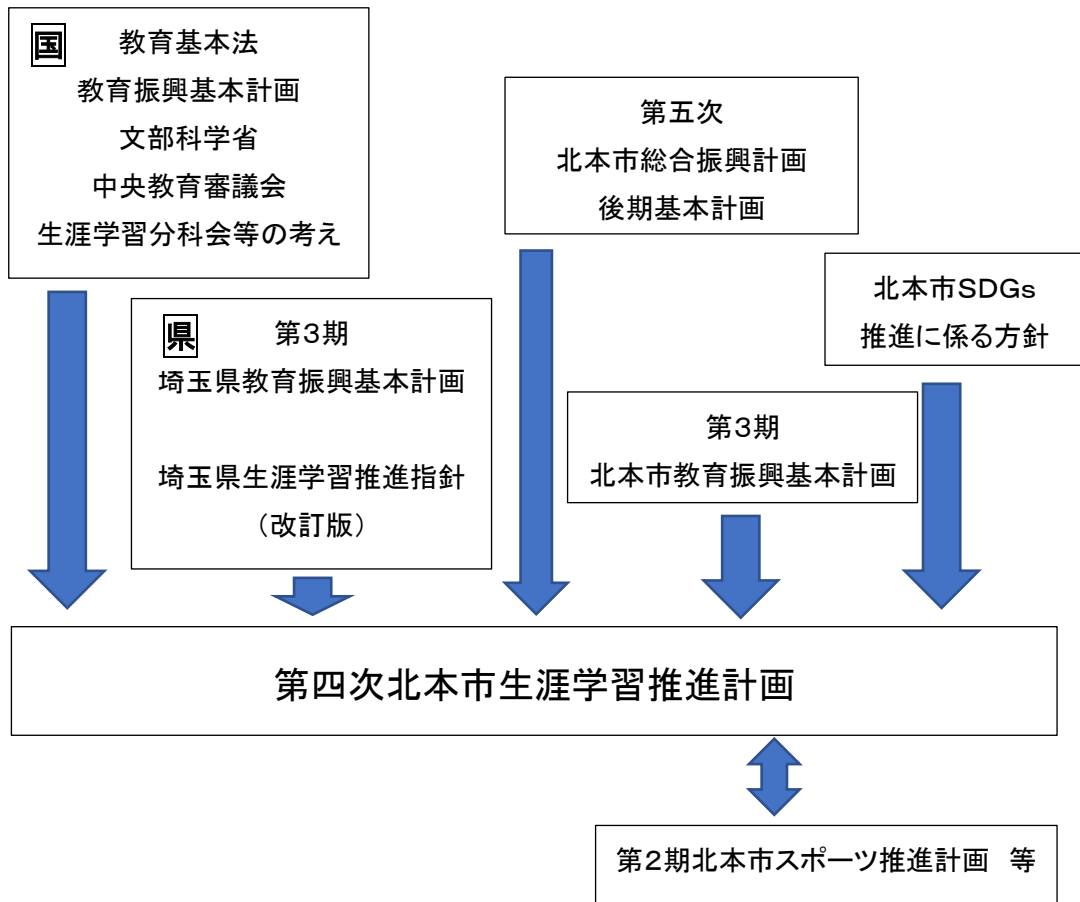
3 計画の位置づけ

この計画は、平成26年3月に策定した「第三次北本市生涯学習推進計画 基本構想・基本計画」を継承しつつ、「埼玉県生涯学習推進指針・改訂版」（策定：令和5年3月）や、「第五次北本市総合振興計画後期基本計画」（策定：令和4年3月）、「第3期北本市教育振興基本計画」（策定：令和5年3月）を踏まえた、市民にとってより身近な生涯学習となる「第四次北本市生涯学習推進計画」とします。

なお、スポーツ・レクリエーション活動を推進するための計画については「第2期北本市スポーツ推進計画」が、令和5年2月に策定されています。

※1 人生100年時代・・・平均寿命の伸びにより、100歳まで生きるのが当たり前になる時代がくるという考え方。

計画の関連図



4 SDG s との関連

SDG s (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

17 のゴール・169 のターゲット・231 の指標 (重複を除く。) から構成され、開発途上国のみならず、我が国を含む各国において、令和 12 年までの目標達成に向けた積極的な取組が進められています。



多様性や包摂性を前提とする SDG s の理念は、北本市 (以下「本市」という。) のまちづくりの基本理念「市民との協働による持続可能なまちづくり」や、将来都市像「緑にかこまれた健康な文化都市～市民一人ひとりが輝くまち 北本～」と方向性を同じくしています。

これを踏まえ、本市では、「第五次北本市総合振興計画後期基本計画」(計画期間：令和 4 年度から令和 7 年度まで) において、各施策分野に掲げられた「施策の目指す姿」に該当する SDG s のアイコンを示すとともに、内閣府作成の「地方創生 SDG s ローカル指標リスト」を参考として SDG s のゴールと結びついた「施策の成果指標」や「基本事業の指標」を設定しました。

第四次生涯学習推進計画においても、17 の目標のうち「4 質の高い教育をみんなに」と「11 住み続けられるまちづくりを」と「17 パートナーシップで目標を達成しよう」を主な目標とし、本計画を推進することにより、SDG s の達成を目指していきます。

4 質の高い教育を みんなに



すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

1.1 住み続けられるまちづくりを



包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

1.7 パートナーシップで 目標を達成しよう



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第2章 第三次計画の検証と現在の状況

1 達成状況と検証

(1) 達成状況

	指 標	策定時 (平成23年度末)	目 標 (平成30年度末)	現 状 (令和4年度末)	達成状況 (令和4年度末)	達成年度
ア	市民大学 きたもと学苑 の講座数	134 講座	250 講座	185 講座	74.0%	未達成
イ	人財情報バンク 登録者数	117 人	150 人	187 人	124.7%	平成28年度
ウ	市役所出前講座	10 講座/年	20 講座/年	15 講座/年	75.0%	平成26年度達成 その後減少
エ	PTA 家庭教育 学級の開設	11 校(各校)		2 校	18.2%	令和元年度達成 その後減少
オ	小中学校 子育て講座	11 校(各校)		8 校	72.7%	令和元年度達成 その後減少
カ	幼稚園 家庭教育学級	1回/年		中止	—	平成30年度達成 その後減少
キ	市民1人当たり 公民館等 年間利用回数	6.5 回	7.2 回	5.2 回	72.2%	平成30年度達成 その後減少
ク	市民1人当たり 図書資料 年間貸出点数	4.1 点	4.3 点	4.7 点	109.3%	平成27年度 達成
ケ	市指定文化財数	44 件	60 件	54 件	90.0%	未達成
コ	小中学校 学習支援講座数	12 講座	20 講座	17 講座	85.0%	平成30年度達成 その後減少

(2) 検証

ア 市民大学きたもと学苑の講座数

- 令和元年度に目標まであと一步の238講座を開催したが、その後は新型コロナウイルス感染症の影響により施設の休館・イベントの制限のため、講座数は減少しました。

イ 人財情報バンク登録者数

- ・平成28年度に157人となり、目標より2年度早く達成しました。その後も順調に登録者数が増加し、令和4年度には187人になりました。

ウ 市役所出前講座

- ・平成26年度に21講座となり、目標より4年度早く達成しました。平成27年度には29講座に達しましたが、その後は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度には6講座まで減少しましたが、順調に回復して令和4年度には15講座開催しました。

エ P T A家庭教育学級の開設

- ・令和元年度までは各校P T Aとも3回以上実施できました。新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、令和2年度は全校で実施を見合わせたものの、令和4年度は2校(3回)の実施まで回復してきました。

オ 小中学校子育て講座

- ・小学校は就学时検診日(10月)、中学校は新入生保護者説明会(1月)に実施しました。令和元年度までは予定どおり全校で実施できました。令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響に伴い減少に転じたものの、令和4年度は8校が実施するまでに回復してきています。

カ 幼稚園家庭教育学級

- ・例年3月に実施してきました。平成30年度までは予定どおり開催しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和元年度からは未実施となっています。

キ 市民1人当たりの公民館等年間利用回数

- ・平成30年度に7.2回で、目標年に達成しました。新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度には2.8回に減少しましたが、その後は増加して令和4年度には、5.2回にまで回復しました。

ク 市民1人当たりの図書資料年間貸出点数

- ・平成27年度に4.3点で、目標より4年度早く達成しました。平成28年度は5.6点に増加しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度には4.0点に減少しました。その後は増加に転じ、令和4年度には4.7点にまで回復しました。

ケ 市指定文化財数

- ・目標年の平成30年度に50件まで伸び、令和4年度は54件まで増加しました。目標値には達しないながらも、指定候補の案件あるため、今後も指定文化財は増えることが予想されます。

コ 小中学校学習支援講座数

- ・平成30年度に32講座で目標年に達成しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度には8講座に減少しました。その後は回復して、令和4年度に、17講座になりました。

2 現在の状況

生涯学習活動の盛り上がりにより、それぞれの分野で順調に成果（数値）を増加してきましたが、令和2年になって世界的な流行となった「新型コロナウイルス感染症」により、小中学校の休校や公共施設の閉館が数カ月にわたり実施されました。このため生涯学習活動を含め、多くの社会活動が停滞する状況になりました。

その後は、人数や時間等の制限や換気の実施をすることにより、徐々に生涯学習活動も行われるようになってきました。特に令和5年5月になると、基本的に制限を撤廃した活動が可能となり、生涯学習活動もコロナ禍以前の状況に近くなってきています。しかし、約3年間の期間は長く、コロナ禍以前の状況になるには、まだ時間が必要と思われます。

第3章 施策の体系と基本の方針

1 施策の体系

これまで本市が掲げている将来都市像は「緑にかこまれた健康な文化都市」であり、第五次総合振興計画後期基本計画においても本市の変わることのないまちづくりのテーマとして位置づけています。

また、まちづくりの目標・施策の大綱については、第三次北本市生涯学習推進計画を引き継いだものとなりました。

《将来都市像》

緑にかこまれた健康な文化都市

《まちづくりの目標》

未来につなぐ夢のある学びのまち

《施策の大綱》

**市内全域を学びの場とするまちづくりの推進
家庭・学校・地域で子ども達を育むまちづくりの推進**

基本の方針

1 生涯学習の推進	(1) 生涯学習推進体制の充実 (2) 学習機会の充実 (3) 生涯学習によるまちづくり
2 青少年の健全育成	(1) 青少年健全育成事業の推進 (2) 地域の教育推進体制の充実 (3) 家庭教育学習機会の充実
3 社会教育の充実	(1) 社会教育施設の充実 (2) 社会教育活動の充実 (3) 学校・社会教育の連携
4 芸術・文化活動の推進	(1) 芸術・文化活動の推進 (2) 姉妹都市等の交流の促進
5 文化財の保護・活用	(1) 文化財の保護・継承 (2) 文化財の活用

第4章 第四次北本市生涯学習推進計画の取組

～生涯学習の推進活動に向けた取組～

1 生涯学習の推進

(1) 生涯学習推進体制の充実

ア 生涯学習推進体制の充実

- ・ 市役所出前講座を中心とした、市民と行政の協働^{※2}による生涯学習の充実を図ります。

イ 生涯学習関連施設の連携

- ・ 公民館等を地域における生涯学習の中心的な施設として、相互の連携を図ります。

ウ 学習情報・相談体制の確立

- ・ 学習者の多様なニーズに対応し、いつでも、どこでも、だれでも学習できるように、生涯学習情報誌の発行、学習相談体制の確立に努めます。
- ・ 学習プログラムの開発や他の関係機関・団体などと協働し、生涯学習の総合的な充実を図ります。

(2) 学習機会の充実

ア 市民大学きたもと学苑（キタガク）の充実

- ・ 市民一人一人がライフスタイル^{※3}に合わせて学習機会を選び、体系的・総合的に学習できる市民大学きたもと学苑の市民教授（講師）の募集・研修の充実、講座周知の更なる充実を図ります。

イ 学習機会提供の充実

- ・ 市民一人一人の学習ニーズに対応し、現代的課題や行政課題など多様な学習機会を提供できるような体制づくりに努めます。

ウ 学習交流・交歓機能の充実

- ・ 社会教育施設や学校を拠点として学習や活動を行っているサークル等が相互に連携協力し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進します。
- ・ 国際ラウンジ事業を中心とした、様々な国や地域の歴史や言語・文化を学ぶ「国際理解学習」と、多文化共生^{※4}に関する意識の向上のための「国際交流」の推進に取り組みます。

※2 協働・・・協力して働くこと。

※3 ライフスタイル・・・衣食住だけではなく、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

※4 多文化共生・・・国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

(3) 生涯学習によるまちづくり

ア 地域活動の支援

- ・ 各種団体との連携により、学習や活動する市民相互の交流・情報交換の機会と地域福祉活動を支援します。

イ 学習ボランティア活動の推進

- ・ 地域の特色を活かして、市民と行政が協働してずっと暮らし続けたいまちづくりを実現するため、学習ボランティアを育成・支援します。また、地域の課題や問題解決方法等を学習する機会と場を提供し、学習ボランティア活動を推進します。

ウ 学習団体の育成・支援

- ・ 「人生100年時代」の到来により、市民が生涯を通じていつでも、どこでも、だれでも学習することができ、学習した成果が適切に評価され、社会に還元されるような生涯学習社会の実現を図るため、学習団体の育成・支援を行います。

エ 人権教育の推進

- ・ 様々な人権問題に加え、近年多様化しているインターネットやSNS^{※5}上での人権侵害等の問題を理解し、お互いを尊重できる社会の実現に向けて、人権に関する学習活動の充実に努めます。

2 青少年の健全育成

(1) 青少年健全育成事業の推進

ア 環境浄化運動の推進

- ・ 青少年が健全に育つ環境を整えるため、市民の参加と協力を得ながら、非行防止パトロールや社会環境改善活動などを行います。

イ 青少年健全育成事業の推進

- ・ 近年は核家族化^{※6}や地域とのつながりが希薄となり、多様化するニーズに対応するのは、益々困難な状況です。子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。そこで青少年関係団体で行われている各種事業を支援・推進し、青少年に活動の場と機会を確保します。

(2) 地域の教育推進体制の充実

ア 地域の教育体制の整備

- ・ 青少年の豊かな人間性や社会性等の「生きる力」を育むため、地域における青少年自然体験活動、生活体験活動、異年齢の交流活動、放課後子ども教室^{※7}などを様々な角度から支援し、地域の教育体制の整備を推進します。

イ 青少年育成指導者の養成

- ・ 青少年関係団体に対する指導者研修会を開催し、指導者の養成を推進します。

※5 SNS・・・サービスに登録した利用者同士が交流でき、インターネット上で人と人が繋がれるような場所。

※6 核家族化・・・夫婦とその未婚の子どもからなる家族のこと。

※7 放課後子ども教室・・・放課後や週末に、小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かに育まれる環境をつくる取組。

ウ 青少年関係団体の支援・連携の促進

- ・ 青少年関係団体の活動を支援するとともに、団体相互の連携を促進します。

(3) 家庭教育学習機会の充実

ア 子どもの発達に応じた子育て支援の充実

- ・ 妊娠期、就学時、思春期など、発達段階に応じた子育て講座を開催し、健やかな育みを支援します。

イ 家庭の教育力の向上支援

- ・ 学校、社会教育施設、幼稚園などでの家庭教育学級を推進し、保護者等への家庭教育の向上支援に努めます。

3 社会教育の充実

(1) 社会教育施設の充実

ア 公民館等の施設内容の充実

- ・ 地域の活動拠点としている公民館等は、市の方針で再編となりますが、その際にはWi-Fiが利用できる等、機能的でより利用しやすい施設づくりを目指します。また、施設の維持管理の充実を図るとともに、指定管理者の運営を支援します。

イ 図書館の充実

- ・ 高度化、多様化、国際化する市民の学習ニーズに適切に対応するため、スマートフォンやパソコンで閲覧できる電子書籍^{※8}を図書館資料として積極的に収集します。また図書館内でもWi-Fiが利用できるよう、多角的な機能の充実を図ります。

ウ 北本市公式ホームページ等による情報の提供

- ・ 情報化社会に対応した市民サービスとして、北本市公式ホームページやSNS等のソーシャルメディア^{※9}による情報提供及び予約サービスを行うなど、利便性の向上に努めます。

(2) 社会教育活動の充実

ア 学習機会の充実

- ・ 市民一人「1 学習、1 スポーツ、1 奉仕」を生涯学習活動の実践目標に、市民大学きたもと学苑の運営を充実努めます。ライフステージ^{※10}における学習やリカレント教育^{※11}による多様な学習ニーズに対応した学習機会の充実に努めます。

※8 電子書籍・・・単行本や漫画、文庫本などを電子データ化し、それを電子機器のディスプレイ上で読めるようにした書籍。

※9 ソーシャルメディア・・・X(旧Twitter)やFacebookなどを利用して情報発信することにより、コミュニケーションが発生し形成されるメディアのこと。

※10 ライフステージ・・・人間の一生における各段階。特に、人の一生を年齢によって幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などに区分した、それぞれの時期。

※11 リカレント教育・・・学校教育からいったん離れて社会に出た後も、それぞれの人の必要に応じて就労と学習を交互に繰り返すこと。

イ 社会教育関係団体の育成

- ・ 市民主体の生涯学習のまちづくりを目指し、社会教育関係団体の育成に向けて、自主的運営の支援を充実させます。

ウ スポーツの振興

- ・ 市民がそれぞれの体力や年齢、興味、関心に応じて主体的にスポーツ活動に取り組むことができるよう、県や関係団体等と連携して、機会の創出や情報の提供に努めます。

(3) 学校・社会教育の連携

ア 市民大学きたもと学苑の充実（再掲）

- ・ 市民の学習活動を支援するとともに、学習成果を人づくり、まちづくりに活かすため、市民大学きたもと学苑の充実を図ります。

イ 学校教育と社会教育の連携・融合

- ・ 学校教育及び社会教育が保有する教育機能を最大限に相互活用するとともに、地域活動室の利用促進により、学校や地域の教育を担う人材、情報、施設・設備の交流・連携・融合に努めます。

ウ 家庭教育との連携

- ・ 家庭の教育力を向上させるために、親の学習、PTA家庭教育学級などへの支援を行います。

4 芸術・文化活動の推進

(1) 芸術・文化活動の推進

ア 芸術・文化活動の充実

- ・ 既存の文化施設の計画的な修繕・再編等により、更に利用しやすい施設の充実を図ります。

イ 芸術・文化事業の促進

- ・ 市民と行政の協働による市民文化祭の開催、市の木・市の花・市の野草・市の野鳥・市の昆虫、セラピーロード^{※1 2}等の自然を活かした北本らしい芸術・文化事業を促進します。

ウ 芸術・文化活動の顕彰

- ・ 優れた芸術・文化活動を顕彰し、地域に根ざした芸術・文化活動の振興を促進します。

エ 文化団体の育成・支援

- ・ 市民主体のいきいきした芸術・文化活動を振興するため、文化団体の育成と支援を図ります。

※1 2 セラピーロード・・・セラピー効果を感じることのできる散策路。

オ 啓発活動の充実

- ・ 青少年関係団体、学習サークルなどの情報を掲載した冊子「生涯学習情報誌」の継続発行や市民大学きたもと学苑とも連携等により、文化活動の啓発に努めます。

(2) 姉妹都市等の交流の促進

ア 交流事業の促進

- ・ 教育、文化、スポーツ、産業、観光など、姉妹都市交流事業の充実を図ります。また、市制施行50年を機に開始された、北海道目梨郡羅臼町や沖縄県宮古島市との交流事業を促進します。

イ 交流事業の支援

- ・ 民間の交流事業を促進するため、情報提供等に努め、青少年や民間交流等幅広い交流を支援します。

5 文化財の保護・活用

(1) 文化財の保護・継承

ア 文化財保護意識の啓発

- ・ 文化財保護推進のため、市民が文化財への理解を深める多様な啓発事業を実施するとともに、日常において文化財を身近に感じられるような展示、市広報誌等に文化財を紹介する記事を定期的に掲載します。

イ 指定文化財の保存・管理

- ・ 国、県、市指定文化財は、今後も、北本の魅力を示すものとして保存・管理に努め、市民や市外の人々に広く情報を発信します。

ウ 文化財の調査・研究

- ・ 各種文化財の調査を行い、データの蓄積と研究に努め、市民や市外の人々に広く公開します。

エ 文化財の収集・保存

- ・ 消滅、散逸が懸念される文化財の情報を積極的に保存します。また、保存のための整理作業を行い、収蔵施設の確保に努めます。

オ 市史資料の収集・整理

- ・ 北本の歴史を体系化していく上で必要な収集資料のデータベース化、映像資料の保存に努めます。

カ 伝統文化の保存と継承

- ・ 郷土芸能大会の開催、伝承活動の支援などを通じ、郷土芸能の保存と後継者の育成を図ります。また、映像・動画をデジタル化して情報の発信に努めます。

(2) 文化財の活用

ア 郷土資料館の検討

- ・ 文化財の調査・保存・啓発の拠点として、郷土資料館等の建設計画を検討します。

イ デーノタメ遺跡などの重要遺跡の整備・活用

- ・ デーノタメ遺跡をはじめとする埋蔵文化財包蔵地^{※13}を、北本の歴史や魅力を語る資源として保全・活用します。そのため、重要遺跡をめぐる散策路などの整備を検討します。

ウ 文化財を活用した学習支援

- ・ 小中学校での学習支援講座や公民館等で行う生涯学習活動、市役所出前講座等で市民の郷土学習を支援します。

※13 埋蔵文化財包蔵地・・・文化財を包蔵する土地。また、遺跡台帳、遺跡地図に記載のある遺跡のほか、外形的な判断や伝説等によって地域社会で広く認められている土地なども含まれる。

6 数値目標

本計画の進捗状況を把握するとともに、施策の成果を明らかにしていくため、施策の達成目標として数値化が可能なものについて、具体的な指標を掲げました。

指 標	現 状 (令和 4 年度末)	(中間)目標 (令和 10 年度末)	(最終)目標 (令和 15 年度末)	関連施策
市民大学きたもと学苑の講座数	1 8 5 講座	2 0 0 講座	2 3 0 講座	生涯学習の 推進
人財情報バンク 登録者数	1 8 7 人	1 9 0 人	1 9 5 人	生涯学習の 推進
市役所出前講座	1 5 講座／年	3 5 講座／年	4 0 講座／年	生涯学習の 推進
PTA 家庭教育学 級の開設	2 校	1 回 (各校)		青少年の 健全育成
小中学校 子育て講座	8 校	1 回 (各校)		青少年の 健全育成
幼稚園 家庭教育学級	中止	1 回／年		青少年の 健全育成
市民 1 人当たり 公民館等年間 利用回数	5 . 2 回	7 . 3 回	7 . 5 回	社会教育 施設の充実
市民 1 人当たり 図書資料年間 貸出点数	4 . 7 点	5 . 6 点	6 . 0 点	社会教育 施設の充実
市民 1 人当たり 野外活動センター 年間利用回数	0 . 6 回	0 . 8 回	0 . 8 回	社会教育 施設の充実
市指定文化財数 保護されている指 定・登録文化財件数 (国・県指定含む)	5 4 件	5 8 件	6 3 件	文化財の 保護・活用
小中学校 学習支援講座数	1 7 講座	2 講座 (各校)		文化財の 保護・活用
市民 1 人当たり 社会体育施設 年間利用回数 (学校体育施設 開放含む)	4 . 7 5 回	5 . 0 0 回	5 . 5 0 回	社会教育 施設の充実

第5章 資料

【資料1】北本市社会教育委員名簿

No	氏名	選出区分	No	氏名	選出区分

【資料2】第四次北本市生涯学習推進計画策定委員名簿

所属	職名	氏名

【資料 3】第四次北本市生涯学習推進計画策定の経過

年 月 日	会議名等	内 容 等